

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>IV 特定信用事業代理業 IV-4 特定信用事業代理業者 IV-4-2 主な着眼点【組合】 IV-4-2-7 その他 IV-4-2-7-2 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 50 第 2 項及び信用事業命令第 57 条の 25 第 5 項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否すること</p>	<p>【本編】</p> <p>IV 特定信用事業代理業 IV-4 特定信用事業代理業者 IV-4-2 主な着眼点【組合】 IV-4-2-7 その他 IV-4-2-7-2 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【組合】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 50 第 2 項及び信用事業命令第 57 条の 25 第 5 項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は財務局長がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することが</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

<p>ができるものとする。</p> <p>① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者</p> <p>② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該特定信用事業代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省において閲覧が可能なこと、他の財務局長が許可を行った特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において<u>閲覧が可能である</u>旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>IV-5 所属組合 IV-5-2 主な着眼点【組合】 IV-5-2-3 特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【組合】</p>	<p>できるものとする。</p> <p>① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者</p> <p>② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該特定信用事業代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省において閲覧が可能なこと、他の財務局長が許可を行った特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において<u>閲覧が可能なこと、及び特定信用事業代理業者のすべての営業所又は事務所には準用銀行法第52条の51第1項の規定による所属組合の説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>IV-5 所属組合 IV-5-2 主な着眼点【組合】 IV-5-2-3 特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【組合】</p>
--	---

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

<p>準用銀行法第 52 条の 60 に基づき貯金者等その他の利害関係人から特定信用事業代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。<u>その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</u></p> <p>V 農林中央金庫代理業 V-4 農中代理業者 V-4-2 主な着眼点【農中】 V-4-2-7 その他 V-4-2-7-2 農中代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 50 第 2 項及び農中法施行規則第 141 条第 5 項に規定する農中代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p>	<p>準用銀行法第 52 条の 60 に基づき貯金者等その他の利害関係人から特定信用事業代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、<u>それが業務時間内である限り、原簿を汚損・破損するおそれがある場合、他の貯金者等に迷惑を及ぼすおそれがある場合等当該原簿の管理を含む当該所属組合の業務に支障を及ぼす場合などを除いては、</u>原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。</p> <p>V 農林中央金庫代理業 V-4 農中代理業者 V-4-2 主な着眼点【農中】 V-4-2-7 その他 V-4-2-7-2 農中代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【農中】</p> <p>準用銀行法第 52 条の 50 第 2 項及び農中法施行規則第 141 条第 5 項に規定する農中代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 報告書の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する時間内とする。ただし、報告書の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>(2) 報告書は、農林水産大臣又は金融庁長官がそれぞれ指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p>
--	--

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

<p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者</p> <p>② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該農林中央金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 農中代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>V-5 農中（農中代理業の委託者としての農中） V-5-2 主な着眼点【農中】 V-5-2-3 農中代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【農中】 準用銀行法第 52 条の 60 に基づき預金者等その他の利害関係人</p>	<p>(3) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>① 上記(1)又は(2)その他監督当局の指示に従わない者</p> <p>② 報告書を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(4) 報告書のうち、公衆の縦覧の対象から除かれる「当該農林中央金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」には、例えば、報告書の添付書類として提出される財産調書や貸借対照表が含まれると考えられる。</p> <p>(5) 農中代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省及び金融庁において閲覧が可能なこと、並びに農中代理業者のすべての営業所又は事務所には準用銀行法第 52 条の 51 第 1 項の規定による農中の説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。</p> <p>V-5 農中（農中代理業の委託者としての農中） V-5-2 主な着眼点【農中】 V-5-2-3 農中代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【農中】 準用銀行法第 52 条の 60 に基づき預金者等その他の利害関係人</p>
---	--

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

<p>から農中代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。<u>その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</u></p>	<p>から農中代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、<u>それが業務時間内である限り、原簿を汚損・破損するおそれがある場合、他の預金者等に迷惑を及ぼすおそれがある場合等当該原簿の管理を含む農中の業務に支障を及ぼす場合などを除いては、原則として</u>閲覧に応じる必要があることに留意する。</p>
--	--

附 則

この通知の改正は、令和●年●月●日から適用する。